

# 事業系廃棄物 減量マニュアル

事業系廃棄物の分け方・出し方

リデュース  
Reduce



リユース  
Reuse



# 3R

再生利用

リサイクル  
Recycle



エコロール

岩手県3R推進キャラクター



## 目次

- |    |                                |     |                             |
|----|--------------------------------|-----|-----------------------------|
| P1 | はじめに／事業者の責務／一関市の一般廃棄物の現状       | P6  | 紙類をリサイクルしましょう!              |
| P2 | 廃棄物の分類と種類／事業系一般廃棄物と資源物の分別・処理方法 | P7  | 「食品ロス」を減らしましょう! ～食品関連事業者向け～ |
| P3 | 清掃センターへの搬入について                 | P8  | 「食品ロス」を減らしましょう! ～30・10運動～   |
| P4 | 3Rを実践しましょう!／3Rによるメリット          | P9  | その他の廃棄物削減方法                 |
| P5 | 廃棄物減量の進め方(例)                   | P10 | 産業廃棄物の種類                    |
|    |                                | P11 | 一般廃棄物収集運搬許可業者               |
|    |                                |     | 資源(有価物)回収業者                 |

平成30年12月 一関市

# はじめに

各家庭や事業所から排出される一般廃棄物は、一関市と平泉町で構成する一関地区広域行政組合で処理されています。

市内には2つの焼却施設（一関・大東清掃センター）と3つの最終処分場（舞川・花泉・東山清掃センター）があります。焼却施設については、両施設とも老朽化が進み、毎年度多くの維持管理費用が発生しており、焼却処理した後に残る焼却灰などを埋め立てる最終処分場についても、埋め立てできる残余容量がひっ迫しています。

このようなことから、広域行政組合では新たな廃棄物処理施設の整備について検討していますが、実際に施設が稼働するまでは時間がかかる見込みです。

このため、現在の施設やこれから整備される新たな施設を長く使用していくために、廃棄物の減量化・資源化を一層推進する必要があります。一般廃棄物の約3割を占める「事業系廃棄物」の減量化・資源化が大きな課題となっています。

事業者の皆様には、本マニュアルを活用いただき、事業系廃棄物の「適正処理」と積極的な「減量化・資源化」のさらなる取組についてご協力をお願いします。

## 事業者の責務

事業活動に伴って発生する廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」及び「一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、「事業者の責務」が次のように義務付けられています。

- 自らの責任において適正に処理すること  
（廃棄物の処分を他人に委託する場合は、許可業者に委託すること）
- 発生抑制、再生利用等を積極的に行い、減量に努めること
- 廃棄物の減量や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力すること

## 一関市の一般廃棄物の現状

一関市の「家庭系廃棄物」については、平成25年度以降減少傾向にあります。

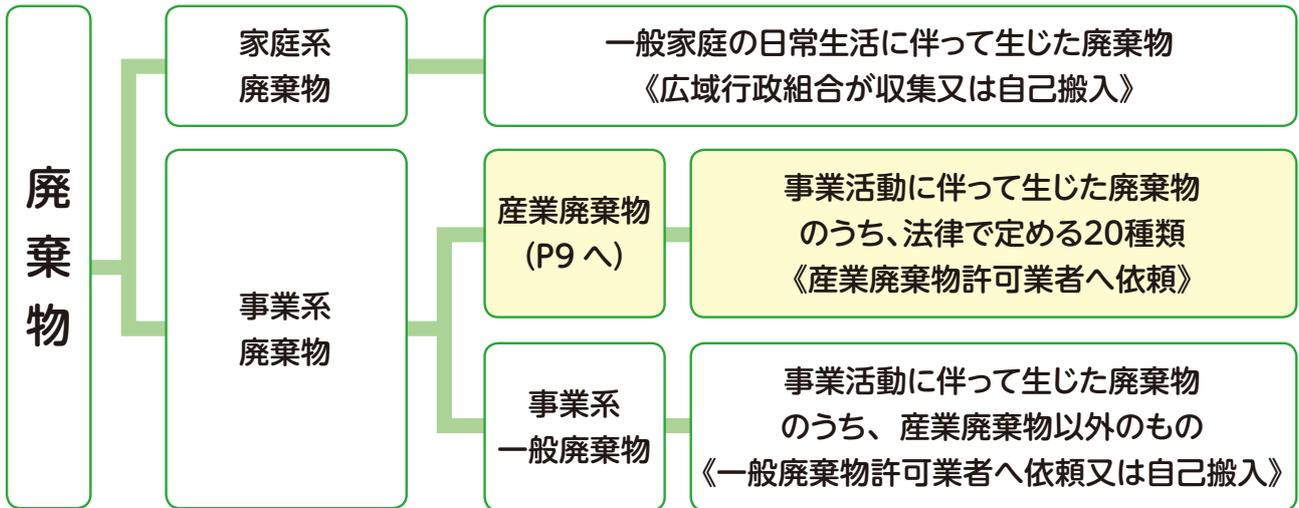
一方、「事業系廃棄物」は平成25年度以降横ばいから増加傾向にあり、一関市「一般廃棄物減量基本計画」で掲げている平成33年度の目標値を達成するためには、一層の減量化・資源化に取り組む必要があります。



※一関市「一般廃棄物減量基本計画」

# 廃棄物の分類と種類

※ 〈 〉 内は処理方法



## 事業系廃棄物とは…

事業活動に伴って発生する事業系廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別され、処理方法が異なります。

店舗や工場、事務所から排出される廃棄物をはじめ、営利・非営利、民間・公共を問わず、事業活動で発生する廃棄物はすべて「事業系廃棄物」となります。



例えばこんなものでも「事業系廃棄物」です

- ・従業員が飲食した廃棄物（紙コップ・割りばし・空き缶など）
- ・農業、個人商店、飲食店、学校、病院、福祉施設などの営業等によって発生する廃棄物

**事業系廃棄物は地域のごみ集積所には出せません！**

事業者の責任において適正に処理してください。

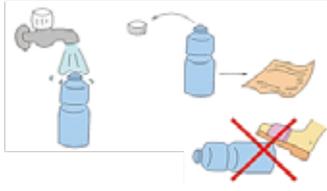
## 事業系一般廃棄物と資源物の分別・処理方法

品目	廃棄物の種類	処理方法	備考
燃やすごみ	生ごみ（食べ残し、売れ残り 等）	・清掃センターへ自己搬入する	P3・P7
	木くず、繊維くず 等	・収集運搬許可業者に依頼する	P3・P10
古紙類	オフィス用紙、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック 等	・資源回収業者に依頼する ・収集運搬許可業者に依頼する	P6・P10 P11
びん類・缶類	飲料用に限る	・清掃センターへ自己搬入する ・資源回収業者に依頼する	P3・P11
ペットボトル		・収集運搬許可業者に依頼する	P3・P10

# 清掃センターへの搬入について

焼却施設並びに最終処分場の延命化を図るため、平成30年4月1日から一関・大東清掃センターで受け入れる事業系廃棄物の取り扱いを変更しました。搬入可能な品目などについては、下記をご覧ください。

## 搬入可能な品目

	紙くず	木くず	繊維くず	厨芥ごみ	その他
事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紙類</li> </ul>  <p>※新聞、雑誌、カタログ、ダンボールなどの資源化可能なものはリサイクルしましょう。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木製の机、いす、テーブル、ベッド、たんす、書棚、ロッカーなど</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●布団、毛布、じゅうたん、衣類、畳など(スタイロ畳は産廃のため受入不可)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品(食べ残しなど)、お茶がら、コーヒーがらなど</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●革製品など</li> </ul> 
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すすいで水を切ること。</li> <li>●キャップをはずすこと。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すすいで水を切ること。</li> <li>●キャップをはずすこと。</li> <li>●つぶさないこと。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すすいで水を切ること。</li> <li>●キャップとラベルをはずすこと。</li> <li>●つぶさないこと。</li> </ul> 		

※事業所からの廃棄物については、基本的に一般家庭から排出されるものと同等のものに限る。

## 受入地域など

	一関清掃センター	大東清掃センター
受入地域	一関・花泉地域	大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域
住所	〒029-0131 一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	〒029-0523 一関市大東町摺沢字南長者101-1
電話/FAX	電話 21-2157/FAX 21-2158	電話 75-3149/FAX 75-2833
受入時間	平日	午前8時30分～午前11時45分/午後1時～午後4時30分
	平日以外	土曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午前11時30分
受入できない日	土曜日午後・日曜日・祝日 ・年末年始(12月31日～1月3日)	土曜日・日曜日(第3日曜日を除く)・祝日・ 年末年始(12月31日～1月3日)
処理手数料	10kgにつき154円(平成30年4月1日現在)	
搬入にあたっての注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○びん・缶・ペットボトル以外の資源物は受入できません。</li> <li>○可燃物であっても、リサイクル可能な古紙類はリサイクルしましょう。</li> <li>○中身の確認ができない黒いビニール袋などでの搬入はやめましょう。</li> <li>○多量の搬入は受入できない場合があります。事前に清掃センターにお問い合わせください。</li> <li>○搬入時は係員の指示に従ってください。</li> </ul>	

# 3Rを実践しましょう!

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の処理の優先順位を次のように定めています。

1

## 発生抑制

(Reduce リデュース)



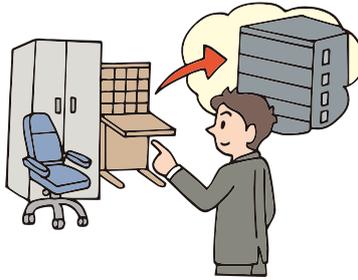
リデュースとは…

- ・詰替えできる商品の利用
- ・簡易包装の推進、レジ袋削減
- ・ミスコピー紙の裏面利用 など

2

## 再使用

(Reuse リユース)



リユースとは…

- ・捨てる前に別の使い道がないか考える
- ・修理できるものは修理して長く使用する
- ・運搬資材などは再使用できるものを選ぶ

3

## 再生利用

(Recycle リサイクル)



リサイクルとは…

- ・資源になるものを分別する
- ・資源回収業者に売り渡す
- ・再生品を利用する

4

## 熱回収

5

## 適正処理

☆リデュース・リユース・リサイクルの「3R」を実践して、廃棄物の減量に努めましょう!

# 3Rによるメリット

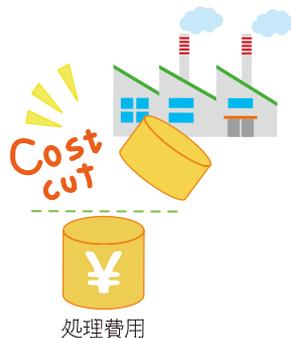
## イメージアップ

3Rに取り組むことで、環境に配慮した事業者と認識され、企業のイメージアップにつながります。



## コストダウン

廃棄物を処理するのは費用がかかります。廃棄物の発生抑制や、これまで廃棄物として処分していたものを分別し、リサイクルすることで、処理費用の低減が見込まれます。



## 意識改革

廃棄物を出さない職場、製品づくりを目指すことで、組織や製造工程の見直しをするきっかけとなり、従業員の意識改革や職場の活性化につながります。



# 廃棄物減量の進め方（例）

廃棄物減量に向けた取組方法の一例をご紹介します。「廃棄物減量」＝「経費削減」という意識をもって、各事業所に合った方法で廃棄物減量に取り組んでみましょう。



STEP  
1

## 担当者を決める （組織を作る）

誰が（どの部署が）率先して廃棄物減量を進めていくのかをまず決めましょう。

STEP  
2

## 現状を把握する

自分の事業所から排出されている廃棄物を確認してみましょう。分別は適切にされているでしょうか。リサイクル可能な紙が混入していませんか。どの種類の廃棄物がどのくらいの量排出されているか、それがどのような方法でどのくらい処理費用がかかっているのか確認しましょう。

STEP  
3

## 減量の対象を絞り込む

資源化できる廃棄物の分別回収や、製造工程などで発生する廃棄物の抑制について、取り組む余地はないか検討しましょう。適切に分別することで、廃棄物（お金をかけて処理をする）から、有価物（資源物として売り渡す）に変えることができるかもしれません。

STEP  
4

## できることから始めてみる

いきなり廃棄物を減量しようと思っても、従業員等の理解を得るのは難しいものです。容易に取り組めることから始めて、事業所全体で廃棄物を減量しようという意識づくりが大切です。

STEP  
5

## 取組の効果を検証する

取組の結果、対象の廃棄物の減量が達成されたか、どのくらい経費の削減ができたか確認しましょう。

また、次に取り組むべきことはないか、STEP2に戻って再度検討しましょう。

次ページからは、具体的な取組をご紹介します！

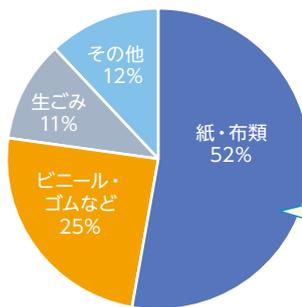
# 紙類をリサイクルしましょう！

一般廃棄物として清掃センターに搬入される燃やすごみの半分以上が紙・衣類で占められています。

燃やすごみの中でも紙類は分別がやすく、リサイクルすることで燃やすごみの減量に効果があります。また、資源回収業者に引き渡すことで、処理費用の低減が見込まれます。



燃やすごみの内訳 (乾燥重量)



燃やすごみのうち紙・布が約半分を占めています！

H28年度可燃物組成調査結果より

## リサイクルできる紙の例

- 新聞紙 ○雑誌 ○ダンボール
  - 飲料用紙パック ○オフィス用紙※
  - 雑がみ (例) 封筒、メモ用紙、付せん等
- ※機密書類を処理できる事業者もあります。

問い合わせ先：上山製紙株式会社

一関市千厩町千厩字町浦 75 電話 53-2166



## 雑がみの集め方

- メモ用紙や付せんなどの雑がみは、紙袋や封筒などに入れると集めやすいです。

紙袋の場合



紙箱の場合



封筒の場合



## 注意

- 再生先が異なるため、古紙の種類ごとに分別しましょう。
- クリップなどの異物は混ぜないようにしましょう。
- リサイクルできない紙や排出方法は、回収業者に確認しましょう。  
(例) 写真、カーボン紙、感熱紙など



# 「食品ロス」を減らしましょう! ~食品関連事業者向け~

「生ごみ」も燃やすごみの多くを占めています。

日本では、年間約 2,800 万トンの食品由来の廃棄物が発生しており、このうちまだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」は、年間約 646 万トンも発生していると言われています。これは、国民一人 1 日当たりお茶碗 1 杯分の食べ物が捨てられている計算になります。

食品リサイクル法（食品循環の再生利用等の促進に関する法律）では、食品関連事業者は食品廃棄物の発生抑制と再生利用に努めることとしており、業種ごとの削減目標を定めております。



## 生ごみの減量方法

- 食品製造、加工、調理及び販売の過程において、食品廃棄物の発生を抑制しましょう。
- 生ごみの 70%~80%が水分と言われています。生ごみを捨てる前に、水切りなどをして減量に努めましょう。
- コンポストなどを活用し、肥料や飼料の原材料としてリサイクルしましょう。

# 「食品ロス」を減らしましょう! ~30・10運動~



## 宴会5箇条

- ① まずは、**適量注文**
- ② 幹事さんから「おいしく食べきろう!」の**声かけ**
- ③ **開始30分、終了10分**は、席を立たずにしっかり食べる「**食べきりタイム!**」
- ④ 食べきれない料理は**途中で分け合おう**
- ⑤ それでも、食べきれなかった料理は、お店の方に確認して**持ち帰り**ましょう。

30・10（さんまるいちまる）運動とは、宴会時の食べ残しを減らすための取組です。

「乾杯後 30 分間」は席を立たずに料理を楽しみ、「お開き 10 分前」になったら席に戻り、再度料理を楽しむ時間を設けましょう。「宴会 5 箇条」を実践するとより効果的です。

ぜひ職場の宴会から「30・10 運動」に取り組んでみてください!

## 30・10 運動協力店を募集しています!

一関市では、「残さず食べよう! 30・10 運動協力店」を募集しています。

協力店には、市から認定証を交付し、配布した啓発用物品（のぼり、コースターなど）を活用して、30・10 運動の普及啓発を行っていただいております。応募条件など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

一関市生活環境課 電話 21-8341

# その他の廃棄物削減方法

## 全業種共通の取組

### ■資源物の分別数を増やす

資源物をできるだけ分別し、回収する場所を設けましょう。

回収場所の近くに分別方法や排出ルートに記載した図などを掲示すると、分別誤りを減らすことができます。

### ■古紙、びん、缶などの売り払いを検討する

これまでお金をかけて処理していたものの中に、業者が資源として買取しているものがあるかもしれません。

P11の資源回収業者を参考に、資源物の売り払いを検討してみましょう。

## オフィス・事務所

### ■紙の使用量を減らす

両面印刷を推奨する、会議資料はNアップを利用するなど、印刷する紙の量を減らしましょう。また、プロジェクターやタブレットPCなどを活用し、資料等のペーパーレス化を図りましょう。

### ■事務用品の節減に努め、再生品を利用する

不要になった事務用品は他部署に譲るなど、過度な在庫を持たないようにしましょう。

また、事務用品などを購入する際は、なるべく再生品を利用するようにしましょう。

## 卸売業・小売業

### ■レジ袋削減

レジ袋も経費の一部です。レジ袋は有料にする、マイバッグ利用者には割引やポイントを付与するなどのインセンティブを与えることで、レジ袋を削減することができます。

### ■店頭回収を実施する

びん・缶・ペットボトル・食品トレイなどの資源物を店頭回収することで、環境に配慮した事業者であることをPRできます。

## 飲食店・宿泊業

### ■食べ残しを減らす

せっかくお店で調理したものをお客さんが食べ残してしまうと、廃棄物として処理しなければなりません。ごはんの分量を選べるようにしたり、宴会では注文の段階から幹事と打合せを行うなど、食べ残しを減らす働きかけをしましょう。

### ■使い捨てのものを減らす

使い捨ての紙コップや割りばしではなく、繰り返し使える食器類を使用しましょう。また、洗剤や調味料なども使い捨て容器ではないものを選択するようにしましょう。

# 産業廃棄物の種類

 産業廃棄物は清掃センターに搬入することはできません。

産業廃棄物とは、事業活動により生じた廃棄物のうち、法律で定められた次の20種類です。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭殻、コークス灰、重油灰、廃カーボン、炉清掃排出物、すす、クリンカー、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず、エポナイトくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、グラスウール、白熱電球、蛍光灯等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例：コンクリート固型化物）		

※産業廃棄物処理業の許可業者は、岩手県のホームページで確認できます。  
<http://www.pref.iwate.jp/kankyousanpai/009601.html>

産業廃棄物処理に関する問い合わせ先 (一社)岩手県産業廃棄物協会 電話019-625-2201

# 一般廃棄物収集運搬許可業者

所在地に  マークがついている業者は家電リサイクル法対象機器の収集も行っています。

※住所・社名順

事業者名	所在地	電話番号	備考
(有)県南クリーン	一関市赤荻字中條97-1	25-2449	
新生ビル管理(株)	 一関市三関字仲田21-1	21-3222	
(有)セレクトクリーン	 一関市狐禅寺字手負沢49	23-0366	
(株)一関環境保全センター	 一関市滝沢字九鬼138-1	26-5314	
(株)一般公害集配センター	 一関市萩荘字上本郷149-7	38-2355	
(有)花泉環境サービス	 一関市花泉町老松字水沢屋敷3-4	82-4085	
クリーンセンター花泉(有)	 一関市花泉町日形字日形山2-1	82-5393	
(有)東磐クリーンサービス	 一関市大東町大原字萱140-11	77-2108	
千田古物商	一関市千厩町千厩字梅田46-3	53-2456	
(有)東磐収集社	 一関市千厩町奥玉字林ノ沢16	56-2556	
ニッコー・ファインメック(株)	一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6	56-2601	
(有)東部産業	一関市東山町長坂字中倉157	35-3451	
(有)小山重機	一関市川崎町薄衣字如来地5-5	43-3318	
(有)グリーン総業	一関市藤沢町大籠字天ノ穴38	62-2412	木くずのみ
(有)バイオ・グリーン	一関市藤沢町大籠字天ノ穴39-1	61-3602	木くずのみ
(有)平泉清掃社	平泉町平泉字南郷142-75	46-5370	
(株)オイラー	 奥州市水沢東大通り3-7-15	0197-25-7315	
(株)ゴトウ	奥州市胆沢小山字後嘉藤535	0197-47-0709 (平泉営業所46-2266)	木くずのみ
(株)岩手環境保全	大船渡市猪川町字久名畑86-5	0192-27-1162	
(有)山岸	矢巾町大字東徳田第14地割29-16	019-697-6609	動植物性残渣のみ
若清テクノ(株)	宮城県栗原市若柳字川南子々松166	0228-32-5355	
熊谷俊成	 宮城県気仙沼市字久保171	0226-55-2709	
グリーンリサイクル(株)	宮城県富谷市成田9-3-5	022-351-5904	木くずのみ

# 資源(有価物)回収業者

※住所、社名順

事業者名	所在地	電話番号	回収品目		
			金属類	古紙類	びん類
(有)県南クリーン	一関市赤荻字中條97-1	25-2449	1~3	1~4,6	
(株)一関環境保全センター	一関市滝沢字九鬼138-1	26-5314	1~3	1~6	1,2
(株)一般公害集配センター	一関市萩荘字上本郷149-7	38-2355	1~3	1~6	1~3
みなかわ商会	一関市花泉町永井字岫前112	84-2597	1~3	1~4,6	
小野寺産業	一関市花泉町油島字小駒堂77-2	82-4577	1~3	1~4	1,2
佐藤商会	一関市花泉町油島字中築道56	82-2280	1~3	1~4	
(株)ヨシムラ	一関市花泉町油島字花欠23-3	82-3710	1~3	1~6	
(有)花泉環境サービス	一関市花泉町老松字水沢屋敷3-4	82-4085	1,2	1,2,4	
金沢クリーンサービス	一関市花泉町金沢字南金里41-3	82-4101	1~3	1~6	
真山商店	一関市大東町大原字一六36	72-2182	1~3	1~4,6	2
菅原酒店	一関市大東町大原字高森47	77-2023			1,2
吉田酒店	一関市大東町摺沢字街道下16-1	75-3139			1~3
リカー&フード オイカワ	一関市千厩町奥玉字町下2	56-2444			1~3
(有)東部産業	一関市東山町長坂字中倉157	35-3451	1~3	1~6	
(有)リサイクル伊藤	奥州市水沢神明町2丁目1-42	0197-23-7426	1~3	1~4,6	2
佐々木産業(株)	宮城県気仙沼市茗荷沢239-1	0226-24-2807	1~3	1~4	
(株)高田商店	宮城県登米市迫町佐沼字鉄砲丁11	0220-22-3344	1~3	1~6	1,2
カネショウ商店	宮城県加美郡加美町平柳字鹿島26-1	0229-26-2131	1~3	1~4,6	1~3

- 回収品目の欄の見方  
金属類…1=アルミ缶 2=スチール缶 3=その他金属類(鉄くずなど)  
古紙類…1=新聞紙 2=ダンボール 3=雑誌 4=牛乳パック 5=シュレツダー古紙 6=その他紙類  
びん類…1=一升びん 2=ビールびん 3=その他びん類
- 回収方法など詳しくは回収業者にご確認ください。
- 生活環境課の調査において、掲載の希望があった業者のみを掲載しております。



お問い合わせ

一関市生活環境課

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
電話:0191-21-8341 FAX:0191-21-2101  
電子メール:seikan@city.ichinoseki.iwate.jp  
<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>